

## 「電気工事士法施行令の一部を改正する政令」の概要

令和6年11月  
経 済 産 業 省  
産業保安・安全グループ  
電 力 安 全 課

### 1. 現状及び改正の経緯

電気工事士法により、第一種電気工事士免状又は第二種電気工事士免状の交付を受けている者でなければ、一定の電気工事の作業に従事してはならないこととされている。免状の交付要件として、それぞれ第一種電気工事士試験、第二種電気工事士試験に合格していること等が定められている。

現在、電気工事士試験のうち学科試験に合格した者については、その申請により、次回のその合格した学科試験に係る試験と同一の種類の試験の学科試験を免除することと規定されている。

電気工事士試験は、第二種電気工事士試験については平成30年度より、第一種電気工事士試験については令和6年度より、開催を年間2回に増やし、年に2回の受験が可能となった。

一方で、試験の2回化に伴い、学科試験が免除される期間が、約1年間から約半年間へと短くなっている。これを是正するため、試験の年2回化に伴い、学科試験が免除される試験の範囲を、「次回の試験」から「次回及び次々回の試験」へと規定を改める。

### 2. 改正の内容

学科試験が免除される試験の範囲を、「次回の試験」から「次回及び次々回の試験」へと改める。

### 3. 今後のスケジュール

|             |               |
|-------------|---------------|
| 令和6年11月～12月 | パブリックコメント（予定） |
| 令和6年12月     | 公布（予定）        |
| 令和7年1月1日    | 施行（予定）        |